

文教委員会資料

陳情の審査

「陳情第123号 川崎市内の青少年団体が活用できる、
市外における自然豊かな社会教育施設の確保に関する陳情」

資料 ハケ岳少年自然の家について

参考資料1 「今後の自然教室及びハケ岳少年自然の家の方向性（案）」概要版

参考資料2 「今後の自然教室及びハケ岳少年自然の家の方向性（案）」本編

令和7年12月11日
教育委員会事務局

「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）」抜粋

今後の方向性

3つの検討案 まとめ

検討案	検討結果
現地での再編整備	<ul style="list-style-type: none">● 本案では長期的な安全性の確保という課題を払しょくできない。● 他施設の活用と比較して、費用負担増
富士見町内での移転整備	<ul style="list-style-type: none">● 候補地3での移転整備案なら必要施設の整備が可能● 他施設の活用と比較して、費用負担増（建設費用プラス土地取得経費等）
他施設の活用	<ul style="list-style-type: none">● R7年度他施設実施校の結果から、自然教室の目的達成可&メリット有 ⇒ 教員の負担軽減策及びノウハウの積み上げについては、随時改善しながら実施
持続可能な実施手法の検討	<ul style="list-style-type: none">● R8年度分の施設確保状況から、次期指定期間内（R8～10）で他施設での全校実施が可能 ⇒ 学校の実情に合わせ、より多くの選択肢から選べるよう、引き続き利用施設の拡充

- 長期的な安全性やコスト比較、持続可能性の観点、更には、学校の実情に合わせた柔軟な学びのかたちへの変化等を総合的に考慮し、**今後の自然教室は、他施設の活用**により実施
- **次期指定期間（R8～10年度）**内で、全校他施設での実施に順次移行
- 利用の8割が自然教室であることやその他の利用状況、地形的な課題などから、現行の形態のまま施設を維持することは困難 ⇒八ヶ岳少年自然の家は、**青少年教育施設としての用途廃止**
- 跡地については、R10年度（施設設置条例廃止予定）を目途に**あり方を検討し、方向性決定**
- その他利用団体等に対し、自然体験活動が円滑に実施できるよう、市として支援策を検討

»» 今後の取組 **自然教室は、R10年度までに他施設での実施に順次移行**

用途廃止後の跡地については、R10年度を目途に方向性決定

本市の青少年教育施設

■ 青少年教育施設とは

社会教育法に基づき設置された社会教育施設の一つです。

(社会教育法)

第5条 (市町村の教育委員会の事務)

- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

■ 本市の関連事務事業

1 生涯学習施設の環境整備事業（教育委員会事務局）

社会教育施設等の整備を行い、市民の生涯学習環境の充実を図ります。

2 青少年教育施設の管理運営事業（こども未来局）

団体宿泊生活や野外活動を通じて心身共に青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。

本市の青少年教育施設

本市の青少年教育施設

施設名	設置時期	条例上の目的
八ヶ岳少年自然の家	1977年 (昭和52年)	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図る。
青少年の家	1988年 (昭和63年)	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。
黒川青少年野外活動センター	1991年 (平成3年)	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与する。
子ども夢パーク	2003年 (平成15年)	子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与する。

八ヶ岳少年自然の家の沿革

- 昭和52年 グリーンスクール事業（※）の実施対象地域の拡大に伴い、施設確保が困難になったことから、富士見町に川崎市八ヶ岳少年自然の家開設
- 平成3年 全市立小学校（5年生）が自然教室実施
- 平成17年 全市立中学校（1年生）が自然教室実施

※国の公害対策事業の1つとして、昭和46年に始まった事業（昭和63年度まで実施）で、対象は小学校5年生、6年生及び中学校1年生。当初は川崎区のみで、神奈川県立少年自然の家や三浦臨海学園等を利用して実施していたが、対象地域が幸区、中原区の一部に広がったことで、現在の長野県諏訪郡富士見町に開設することとなった。

八ヶ岳少年自然の家は、グリーンスクール事業の拡大を契機に開設したものであり、学校の自然教室の実施場所としての活用を中心に、併せて青少年団体等に利用いただいてきました。

八ヶ岳少年自然の家の自然教室以外の利用状況

- 八ヶ岳少年自然の家の利用状況について、自然教室等の利用以外は、青少年育成連盟加盟団体をはじめ、次の表のとおりです。
- 自然教室等の利用以外は、主に夏休み等の長期休業期間や休日での利用となっており、平日利用は少ない状況です。
- 長期休業期間や3日以上の連休については、市内団体の利用が多く（市内約80%、市外約20%）、また、春～秋の普段の休日については市内団体・市外団体の利用が約半数ずつ（市内約54%、市外約46%）で、市内団体の主な利用は家族・グループとなっています（約95%）。

【R6年度 八ヶ岳少年自然の家 実利用者数】

団体種別	利用者数	割合	主な利用団体
自然教室等	23,499人	76.1%	自然教室及び教員の実地踏査等
青少年育成連盟加盟団体	1,097人	3.5%	子ども会(499人)、ボーイスカウト(513人)、ガールスカウト(85人)
社会教育関係団体	61人	0.2%	地域教育会議(61人)
学校教育利用	39人	0.1%	高校の部活動(39人)
市内利用団体	1,709人	5.6%	地域のスポーツクラブ(932人)、NPO法人(382人)、児童福祉関連団体(284人)、民間企業(111人)
家族・グループ	890人	2.9%	市内一般家族及びグループ
市や施設が主催する事業	748人	2.4%	主催事業の参加者
市外利用	2,834人	9.2%	川崎市外の利用者
合計	30,877人		

【R6年度 月別宿泊室稼働率（予約ベース）】

(単位 %)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
自然教室	13.3	12.9	80.0	44.0	12.9	70.0	67.7	13.6	0.0	64.5	71.4	32.0	40.6
その他	5.1	7.1	1.2	23.7	51.8	6.1	8.0	7.0	15.1	8.7	9.3	15.5	13.2

施設整備を行った場合の試算

自然教室利用が無くなった後の青少年団体等が活用できる施設を建てた場合の費用を試算しました。

試算にあたっては、令和7年11月25日に文教委員会で報告した、「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）」の、「現地での再編整備」の案をベースに、規模を縮小した上で行いました。

試算の考え方

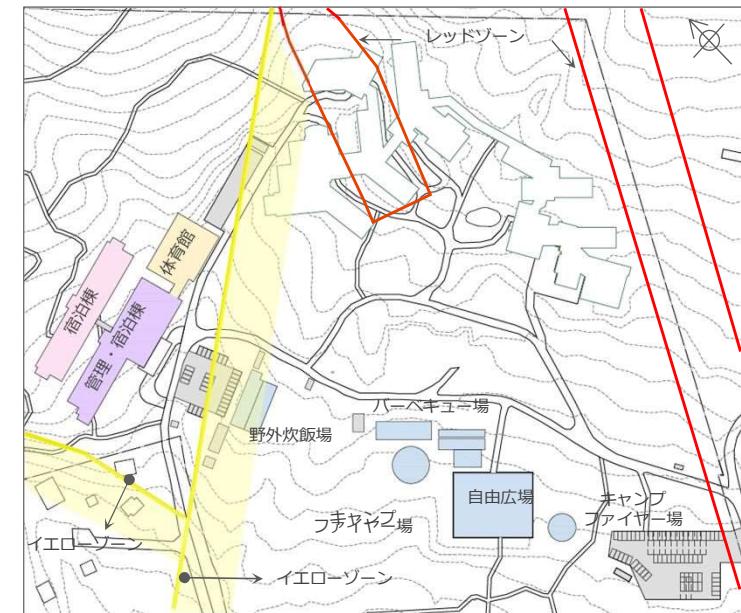
- 施設整備費は、青少年団体の最大利用数を過去の状況から130人程度と想定した上で、男女や部屋割り等を考慮し、宿泊定員を480名から200名に削減した条件で試算しました。
(宿泊棟等の面積を約7,795m²から約5,840m²に削減)
- 修繕料及び指定管理料は、当初の試算額から面積削減分の割合を差し引きました。

試算額 ※11/25文教委員会報告資料ベース

項目	定員480人	定員200人
施設整備費	約77億円	約64億円
(R7.7月時点)		

※別敷地で整備する場合は、更に土地取得経費等が必要になります。

【規模を縮小した場合のイメージ】



名称	延床面積
宿泊棟、宿泊・管理棟	約5,840m ²
体育館	約965m ²
野外炊飯場、バーベキュー場等	約1,295m ²
延床面積 合計	約8,100m ²

項目	定員480人	定員200人
修繕料（単年度）	約0.4億円	約0.3億円
指定管理料（単年度）	約2.9億円	約2.3億円

陳情の要旨に関する本市の考え方

陳情の要旨

「八ヶ岳少年自然の家」の存廃について、令和7年度末までに「今後の自然教室の方向性」等として取りまとめるとのスケジュールが教育委員会から示されています。そこで、次のいずれかの整備の検討を願う陳情をいたします。

- 1 「八ヶ岳少年自然の家」の再編整備、2 富士見町内での移転整備、3 市外に新たな施設を整備

本市の考え方

1について

現地での再編整備については、現在、利用の8割近くを占める自然教室での利用がなくなることになり、今後、利用者が大幅に減った上で、市が土地及び施設を所有し、指定管理による運営を行うという現行の形態のまま、遠隔地に施設を維持し続け、指定管理料を負担し続けることには課題があり、また、当該敷地の一部が土砂災害特別警戒区域等に指定されているという地形的な課題を踏まえると、困難であると考えます。

2及び3について

富士見町内での移転整備、及び市外への新たな施設整備については、自然教室以外の利用で、新たに土地及び施設を取得し、維持管理経費を負担し続けることは、利用状況や整備・運営のコストを踏まえると、困難であると考えます。

なお、青少年の自然体験活動については重要であることから、これまで八ヶ岳少年自然の家を利用していた団体が実施する自然体験活動が、今後も円滑に実施できるよう、自然教室実施候補地カタログ集「選べる！チヨイス！」作成で集めた情報やノウハウを活かした他都市施設の紹介や、市内の公共施設等の利用促進を行い、また、本市の施策推進に協力いただいている青少年育成連盟加盟団体や社会教育関係団体については、他都市施設を円滑に利用できるように働きかけを行うなど、他施設活用に向けたマッチングについて検討を進め、八ヶ岳少年自然の家が利用可能な令和10(2028)年度までに、市として支援策を検討します。